



中小企業支援施策について (補助事業を中心に)

令和3年1月
中小企業庁

「令和2年度第3次補正予算案」及び「令和3年度当初予算案」等について（地域・中小企業・小規模事業者関係）

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業等の事業継続や経営転換等を支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的課題に対応することが喫緊の課題。
- 第3次補正予算案及び当初予算案を合わせて15か月予算として、●「事業継続や事業再構築の後押し」、●「事業承継・引継ぎ・再生等の支援」、●「生産性向上による成長促進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図る。
- 加えて、④「経営の下支え、事業環境の整備」、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」にも粘り強く取り組む。

	R2当初 (R1補正)	R3当初 (R2三次補正)
	1,104億円×(4,067億円)	1,117億円(2兆2,834億円)

※内閣官房IT室に移管される予定のデジタルガバメント実現に係る事業のR2年度見合い分(約7億円)は控除。
※網掛け欄の支援措置は、対応する主な措置を例示したものの。

①事業継続や事業再構築の後押し

- 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらを通じた規模拡大等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する補助金を新設。
- 民間実質無利子融資を年度末まで延長するとともに、中小企業等の経営改善等の取組を支援するための信用保証制度や日本公庫等の融資制度を創設・拡充する。

補正 中小企業等事業再構築促進事業【1兆1,485億円<R2三次補正>】

・事業再構築補助金を創設し、事業再構築に挑戦する中小企業（中堅企業）に対して最大6,000万円（8,000万円）を補助。中堅企業への成長を目指す中小企業やグローバル展開を目指す中堅企業に対しては、上限を1億円に引き上げ成長を強力に支援。

補正 中小企業等の資金繰り支援【8,391億円<R2三次補正>】

・民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資を令和3年3月まで延長。また、中小企業の経営改善等を支援するために新設する信用保証制度や事業再生を支援する信用保証制度の保証料を大幅に軽減するとともに、日本公庫による業態転換等の設備投資や事業再生等の融資制度について、適用金利を引き下げる。

②事業承継・引継ぎ・再生等の支援

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。事業承継・引継ぎを総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。
- 事業承継・引継ぎを契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、事業承継・引継ぎ補助金を措置し、承継等を機縁とした成長促進を強力に支援。
- コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、中小企業等の再生計画策定の要望に十分に応じられるよう体制を拡充する。

補正 事業承継総合支援事業【95.0億円（75.1億円）の内数/56.6億円の内数<R2三次補正>】

・事業引継ぎ支援センターを「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組し、事業承継に関する総合的な支援を実施。

補正 事業承継・世代交代集中支援事業【16.2億円（新規）/56.6億円の内数<R2三次補正>】

・M&A時の専門家活用費用や事業承継・事業引継ぎを契機とした設備投資等を補助する事業承継・引継ぎ補助金を措置。

補正 中小企業の経営資源集約化に関する税制【新設】

・M&A後のリスクに備える準備金、設備投資減税、雇用確保を促す税制措置の3つの措置を一体で講じ、経営資源の集約化を推進。

補正 中小企業再生支援事業【95.0億円（75.1億円）の内数/30.0億円<R2三次補正>】

・中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業等の再生計画の策定支援等。

③生産性向上による成長促進

- 中小企業等が感染拡大を抑えながらポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換等を実現し、生産性向上を図るための支援を継続的に実施する。
- 研究開発等を支援し、技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進するとともに、今後の海外展開で重要となる越境EC等を活用し、時代に応じた海外進出を支援。
- デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施。
- 政府の中小企業向け支援サイトであるミラサポplusの拡充等も実施。

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,300億円<R2三次補正>】※R1補正でも3,600億円を措置。

・設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業の実業性向上に資する継続的な支援を実施。

補正 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（サポイン事業）【109.0億円（131.2億円）】

・ものづくり基盤技術に関する研究開発支援（3年間最大9,750万円）。

補正 JAPANブランド育成支援等事業【8.0億円（10.0億円）】

・中小企業による越境ECやクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援。

補正 地域未来デジタル・人材投資促進事業【11.7億円（新規）】

・地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援。

④経営の下支え、事業環境の整備

- 補正 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援【40.9億円（42.4億円）/9.8億円<R2三次補正>】
- 補正 小規模事業者対策推進等事業【53.2億円（59.2億円）】
- 補正 GoTo商店街事業【30.0億円<R2三次補正>】
- 補正 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【5.5億円（新規）】
- 補正 中小企業取引対策事業【9.8億円（9.8億円）】

⑤災害からの復旧・復興、事前の備え

- 補正 なりわい再建支援事業【275.7億円<R2予備費>/30.0億円<R2三次補正>】
- 補正 なりわい再建資金利子補給事業【0.5億円<R2三次補正>】
- 補正 被災小規模事業者再建事業【113.5億円<R2予備費>/11.4億円<R2三次補正>】
- 補正 中小企業強靱化対策事業【中小機構運営費交付金177.3億円（175.5億円）の内数】
・中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機構の地域本部に配置し、相談体制を整備。

中小企業等事業再構築促進事業

中小企業庁 技術・経営革新課
03-3501-1816

令和2年度第3次補正予算案額 1兆1485億円

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが重要です。
- そのため、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。
- また、事業再構築を通じて中小企業等が事業規模を拡大し中堅企業に成長することや、海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことが特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。
- 本事業では、中小企業等と認定支援機関や金融機関が共同で事業計画を策定し、両者が連携し一体となって取り組む事業再構築を支援します。

成果目標

- 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）※本事業では電子申請のみを受け付けます。



事業イメージ

補助対象要件

- ①申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して**10%以上減少**している中小企業等。
- ②自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った**事業計画**を認定支援機関等と策定した中小企業等。

補助金額・補助率

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠)※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

※1. 中小企業(卒業枠)：400社限定。

計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※2. 中堅企業(グローバルV字回復枠)：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、

15%以上減少している中堅企業。

②事業終了後3～5年で、付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率**5.0%以上増加**を達成すること。

③グローバル展開を果たす事業であること。

事業再構築のイメージ

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクリプション事業に業態を転換。
- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。
- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

対象

1. 申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3
- ✓ 卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

* 事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※ 中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

- ✓ 通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)
- ✓ グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円
補助率 1/2

** 以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6カ月間のうち任意の3カ月の合計売上高がコロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

経営資源集約化税制、設備投資促進税制

(1) 経営資源の集約化に資する税制 (新設)

- ①M&A実施後のリスクに備える準備金、②設備投資減税、③雇用確保を促す税制の3つの措置をセットで適用

(2) 様々な設備投資を促す税制 (生産性向上、DX、地域経済牽引) (延長等)

「中小企業経営強化税制」は、延長 (10%税額控除等)

「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長 (7%税額控除等)

「地域未来投資促進税制」は、サプライチェーン強靱化の類型を追加した上で延長

(最大5%税額控除等)

令和2年度3次補正予算案・令和3年度税制改正において措置予定

(上記予算案・税制改正成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

小売業

衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少

➡ 店舗での営業規模を縮小し、ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。

補助経費の例：店舗縮小にかかる店舗改修の費用、新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用など

製造業

航空機部品を製造していたところ、コロナの影響で需要が減少

➡ 当該事業の圧縮・関連設備の廃棄等を行い、ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助経費の例：事業圧縮にかかる設備撤去の費用、新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用など

飲食業

レストラン経営をしていたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少

➡ 店舗での営業を廃止。オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

補助経費の例：店舗縮小にかかる建物改修の費用、新規サービスにかかる機器導入費や広告宣伝のための費用など

経営資源集約化税制、設備投資促進税制

経営資源の集約化に資する税制（創設）

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の3つの措置をセットで適用。

① 準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

② M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③ 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除**。（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

様々な設備投資を促す税制（延長等）

生産性向上、DX（「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」）

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%）※計画認定手続を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7%（※30%特別償却のみ適用） ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		統合【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】	

☑ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

※事業再構築促進事業については、公募開始時期や対象業種は未定です。また、申請にはjGrants（電子申請システム）での受付を予定しております。gBizIDプライムアカウントの発行に2～3週間要する場合がありますので、補助金の申請を考えておられる方は事前のID取得をお勧めします。※認定支援機関は、以下の中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

お問合わせ先
中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816
中小企業庁 事業環境部 財務課
03-3501-5803

事業承継・世代交代集中支援事業

令和3年度予算案額 **16.2億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業の雇用や技術などの貴重な経営資源を次世代へ引き継ぎ、地域のサプライチェーンを維持するため、中小企業の事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。
- 具体的には、事業承継・引継ぎ後の設備投資・販路開拓などの新たな取組や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用等を支援します。

成果目標

- 事業承継・引継ぎ補助金により、年間約500者の事業承継・引継ぎ及びその後の経営革新などを後押しすることで、事業承継・引継ぎの円滑化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率など）



事業イメージ

事業承継・引継ぎ補助金

- 経営者交代型・M&A型では、事業承継・事業引継ぎを契機に、経営革新などに挑戦する中小企業に、設備投資・販路拡大の支援を行います。
- 専門家活用型では、譲渡側・譲受側双方の土業専門家の活用に係る費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用（買収に伴うリスク調査）、企業概要書作成費用など）を補助します。
- 経営資源を譲渡した事業者の廃業費用も補助します



支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1/2	250万円	+200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	1/2	500万円	+200万円
②事業引継ぎ時の土業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		1/2	250万円	200万円 (売り手のみ)

中小企業関連税制のポイント

(1) 経営資源の集約化に資する税制 (新設)

- ① M&A実施後のリスクに備える準備金
 - ② 設備投資減税、③ 雇用確保を促す税制
- の3つの措置をセットで適用することを可能とする

(2) 様々な設備投資を促す税制 (延長等)

① 生産性向上、DX

- ・「中小企業経営強化税制」は、延長 (10%税額控除等)
- ・「中小企業投資促進税制」は、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」と統合した上で延長 (7%税額控除等)

② 地域経済を牽引する建物・機械等の新設・増設

- ・「地域未来投資促進税制」は、サプライチェーン強靱化の類型を追加した上で延長 (最大5%税額控除等)

③ 災害や感染症の事前対策

- ・「防災・減災投資促進税制」は、対象設備を追加した上で延長 (特別償却20%)

(3) 法人税の軽減税率 (延長)

所得800万円まで、法人税率を15%に軽減

(4) 所得拡大を支援する税制 (見直し・延長)

適用要件を企業全体の給与等支給額を増加させた場合に見直し
増加額の一定割合を税額控除



詳細は裏面をチェック✓

※令和3年度税制改正において措置予定

(租税特別措置法の成立を前提としており、今後内容が変更等される場合があります。)



(1) 経営資源の集約化に資する税制 (創設)

- 生産性向上等を目指す計画に基づくM&Aを実施した場合、以下の3つの措置をセットで適用。

① 準備金の積立 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク (簿外債務等) に備えるため、据置期間付 (5年間) の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入。**

② M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※ 資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

③ 雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給額の増加額の25%を税額控除。**
(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

(2) 様々な設備投資を促す税制 (延長等)

① 生産性向上、DX (「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」)

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10% (※7%) ※計画認定手続を柔軟化			
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ※不動産業、商店街振興組合等の業種を追加		統合 【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】	

☒ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

② 地域経済を牽引する建物・機械等の新設・増設 (「地域未来投資促進税制」)

- 都道府県から承認を受けた地域経済牽引事業について、建物等を新設・増設した場合、**特別償却又は税額控除。**
- 先進性の要件を明確化するとともに、**サプライチェーン強靱化の類型を追加。**

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

③ 災害や感染症の事前対策 (「防災・減災投資促進税制」)

- 災害や感染症の事前対策に資する一定の設備を導入した場合、**特別償却20%**を認める。
- 今回、**設備のかさ上げに用いる架台、停電時の電力供給装置、サーモグラフィ**を対象設備に追加。

(3) 法人税の軽減税率 (延長)

- 所得800万円まで、**法人税率を19%から15%に軽減。**

(4) 所得拡大を支援する税制 (見直し・延長)

- 企業全体の給与等支給額を増加させた場合、増加額の一定割合を税額控除。

通常措置

企業全体の給与等支給額が前年度比で**1.5%以上増加**

⇒ **増加額の15%を税額控除**

上乗せ措置

企業全体の給与等支給額が前年度比で**2.5%以上増加**

+

教育訓練費が前年度比10%以上増加
又は 経営力向上計画の認定等

⇒ **増加額の25%を税額控除**

お問合せ先 (1,2①,3) 中小企業庁 事業環境部 財務課 (2) ③中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室
03-3501-5803 03-3501-0459
(2) ②地域経済産業G地域企業高度化推進課 (4) 中小企業庁 事業環境部 企画課
03-3501-0645 03-3501-1765

中小企業生産性革命推進事業の特別枠の改編

令和2年度第3次補正予算案額 2,300億円

中小企業庁 技術・経営革新課
中小企業庁 小規模企業振興課
商務・サービスG サービス政策課

03-3501-1816
03-3501-2036
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら経済の持ち直しを図るため、中小企業のポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を実現させる必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の流行が継続している中で、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業等の取組を支援するため、令和2年度一次・二次補正で措置した特別枠を新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）に改編します。（※現行の特別枠は令和2年12月で募集終了）

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
 - 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後2年で、販路開拓で売上増加につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
 - サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- ※ 3事業とも、補助事業実施年度の生産性向上や賃上げは求めないこととします。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【低感染リスク型ビジネス枠における各補助事業の拡充内容】

補助上限・補助率	通常枠	低感染リスク型ビジネス枠
ものづくり補助金 (設備導入、システム構築)	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・2/3	100万円(※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円(※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

- ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
(補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3)
対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。
- ② 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
(補助上限：100万円、補助率：3/4)
小規模事業者等が経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援し、その取組に資する感染防止対策への投資についても、一部支援します。（※）
※補助対象経費のうち1/4を上限として感染防止対策を支援
- ③ サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
(補助額：30万～450万円(※)、補助率：2/3)
※テレワーク対応類型は補助上限150万円
複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取組を支援します。

戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

令和3年度予算案額 **109.0億円（131.2億円）**

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国の経済を活性化するためには、事業者の大部分を占める中小企業等を重点的に支援していくことが重要であり、中小企業等を中心とした継続的なイノベーション創出に向けた支援の強化が必要です。
- このため、中小企業等におけるイノベーションの創出を図るべく、中小企業等が産学官連携して行う研究開発や新しいサービスモデルの開発等のための事業を支援します。

成果目標

- 戦略的基盤技術高度化支援事業及び商業・サービス競争力強化連携支援事業においては事業終了後5年時点で以下の達成を目指します。
 - ・事業化を達成するプロジェクトが50%超
 - ・売上累計額が総予算投入額の150%超
 - ・補助事業者全体の付加価値額が15%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が7.5%以上向上 等

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）

- 精密加工、表面処理、立体造形などのものづくり基盤技術の向上を図ることを目的として、中小企業等が、大学・公設試等と連携して行う、研究開発、その成果の販路開拓に係る取組等に対して最大3年間の支援を実施します。
- また、ものづくり中小企業のビジネスマッチングサイトである「サポインマッチ・ナビ」について、事業者同士のマッチングの機会を増やすことや展示会への出展を支援すること等を通じ、研究開発成果の事業化及び事業拡大を後押しします。

- ✓ 補助上限額：4,500万円
※ 3年間の総額で9,750万円、単年度で4,500万円を超えない範囲で補助を受けることが可能
- ✓ 補助率：原則2/3以内

(2) 商業・サービス競争力強化連携支援事業（サビサポ事業）

- 中小企業が、異分野の中小企業や大学・公設試等と連携し、革新的なサービスモデルの開発等を行う取組について、最大2年間の支援を実施します。

- ✓ 補助上限額：3,000万円
※ 2年度目は初年度の交付決定額を上限
- ✓ 補助率：1/2以内 ※AI・IoT等の先端技術活用の場合は2/3以内

JAPANブランド育成支援等事業

令和3年度予算案額 8.0億円（10.0億円）

中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767

事業の内容

事業目的・概要

- 人口減少による国内市場の縮小や、新型コロナウイルスによる事業へのダメージが継続する中、中小企業者にとって、海外展開や新事業展開により新たな需要を獲得することが極めて重要となっています。
- 特に、コロナ危機での生活のあり方の変化による社会ニーズの変化や、電子商取引（EC）やオンライン商談の浸透をはじめとしたビジネス手法の変化などが急速に発生しており、こうした市場や社会の変化はさらに加速していくと想定されます。
- 本事業では、海外市場等の新たな市場の獲得に向けて新商品・サービスの開発、販路拡大、ブランディング等に取り組む中小企業者や、そうした中小企業者の取組を後押しする民間支援事業者や商工会・商工会議所等に対して、それらの取組に係る費用について一部補助を行います。
- 特に、ECやクラウドファンディングなどを活用した非対面・遠隔のビジネス様式に対応した取組や、社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

成果目標

- 事業期間中に海外との継続的な取引を実現したプロジェクトの割合を50%以上とする。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

JAPANブランド育成支援等事業

・海外展開等を図る中小企業者を支援する①事業型と、こうした中小企業者を支援する民間支援事業者等を支援する②支援型により、中小企業者の新市場獲得を支援します。

①事業型：

中小企業者自らが、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得のための新商品・サービスの開発による販路開拓やブランディング等の取組を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組や、コロナ危機による社会変化を捉えた新事業の取組を重点的に支援します。

（補助上限：500万円※1、補助率※2：2/3、1/2以内）

（※1）複数者による共同申請の場合は上限2,000万円

（※2）国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

②支援型：

民間支援事業者や、商工会・商工会議所等が、複数の中小企業者に対して、海外展開や全国展開、新たな観光需要の獲得に関する支援（調査研究や新商品・サービス開発の支援、効率的なツールの提供、セミナー・研修等）を行う場合、その経費の一部を補助します。

令和3年度においては、ECやクラウドファンディングを活用した海外展開の取組等を重点的に支援します。

（補助上限：2,000万円、補助率※1：2/3、1/2以内）

（※1）国内販路開拓、計画期間3年目の場合は1/2以内
その他の場合は2/3以内

小規模事業対策推進等事業

令和3年度予算案額 **53.2億円** (59.2億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、地域の需要に応え、雇用を担うなど、極めて重要な存在です。小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所は、地域に根差した経営指導を行っており、事業者の振興において重要な役割を担っていることから、令和元年度から令和5年度までの5年間で以下の取組を支援します。
- 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画（小規模事業者支援法）」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進するとともに、コロナの影響を踏まえ、需要開拓及びそのための体制整備を支援します。
- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等と連携して実施する、地域の産業の活性化、観光開発など、地域の経済活性化に向けた取組を支援します。
- 新型コロナウイルスによる影響や働き方改革等の制度改正による諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会・商工会議所等が、窓口相談や専門家を派遣します。

成果目標

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所の全てが目標を達成することを目指します。
- また、全国商工会連合会、日本商工会議所が実施する地域活性化の取組を支援し、支援した事業者の売上・利益の増加を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 伴走型小規模事業者支援推進事業

- 令和3年度においては、特に商工会・商工会議所が認定を受けた「経営発達支援計画」に基づき実施する小規模事業者の経営分析、事業計画の策定、需要開拓及びそのための体制の整備などに要する経費を補助します。
- 加えて、自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等については、協議会の設置、企画運営に要する経費等を補助します。
- 商工会等に支援機関出身者など企業支援のノウハウや実績を有する外部の専門家をスーパーバイザーとして設置し、若手経営指導員へのOJTなどにより、支援体制の充実を図ります。

(2) 地域力活用新事業創出支援事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が、各地の商工会、商工会議所等と連携し、地域産業の活性化、観光ルート開発等について、全国規模での販路開拓を支援することにより、地域の持続的発展に向けた取組を支援します。

(3) 専門家派遣等事業

- 新型コロナウイルスによる影響や働き方改革、税制度の変更等の制度改正による諸課題に対して、小規模事業者が円滑に対応できるよう、全国の商工会・商工会議所等が、窓口相談及びセミナーを実施し、専門家を派遣します。

(4) 商工会・商工会議所等の指導事業

- 全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会・商工会議所等を指導するための人件費や研修開催費等、商工会・商工会議所の万全な支援体制を確保するための経費を補助します。

(5) 法定経営指導員講習事業

- 小規模事業者支援法の改正により、経営発達支援計画、事業継続力強化支援計画には一定の知識と経験を有した経営指導員（法定経営指導員）を関与させる必要があります。本事業では、法定経営指導員の要件の一つである知識講習を実施します。

地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業

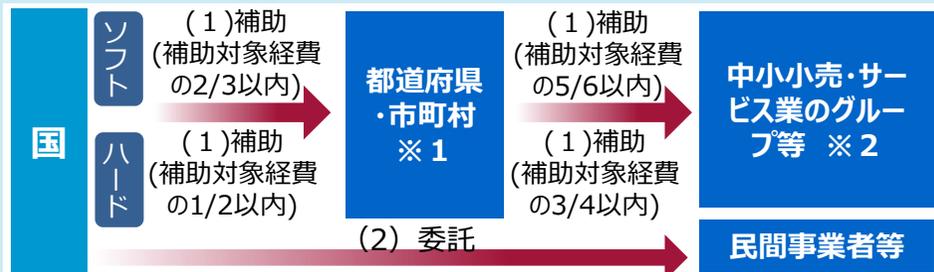
令和3年度予算案額 **5.5億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 中小小売・サービス業者（中小商業者等）は、商店街等として集積することで、商業機能の提供やコミュニティの中心となるなど、地域の持続的発展に欠くことのできない重要な存在です。
- 近年の人口減少や電子商取引の台頭など、地域経済の構造変化により、商店街等の商業機能としての位置づけも変化しています。少子高齢化、働き方の変化等の中、商店街等は地域における雇用や生活関連サービスなど生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。
- また、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応として地方移住、リモートワーク等の多様な働き方の普及などが進展しており、地域においても「新たな日常」への変化を取り込むことが必要です。
- このため、中小商業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の誘致等を行う実証事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援を行います。
- これにより、複数の中小商業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発展を促進します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者
 ※2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など
 ※3. 地域の実情に応じた事業とするため各経済産業局の管内でソフト・ハード事業各1件を想定

事業イメージ

(1) 地域商業機能複合化推進事業

中小商業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。

【ソフト事業】

中小商業者等のグループが、空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を補助します。※国庫補助上限額4,000千円

【ハード事業】

中小商業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した上で、商店街等がない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助します。※国庫補助上限額40,000千円

【商店街等に新たな需要を創出する施設等を導入した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



創業拠点



多目的利用スペース



働く場の誘致

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

・最適なテナントミックスの実現に向け、先行事例の調査・効果分析を行い、ガイドラインや優良事例集等を作成します。全国における取組の促進に向けた普及啓発に活用するとともに外部の専門人材を活用したワークショップ等の実施により地域の取組の担い手となる人材の育成を図ります。

被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

令和2年度第3次補正予算案額 **11.4億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者は、全事業者のうち約8割を占め、地元市町村からの雇用者比率も高く、我が国経済の基盤を支える存在であり、その事業の持続的発展は極めて重要です。
- 令和2年7月豪雨により、被災地域の小規模事業者は、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受けており、持続的発展を図っていくためには、早期に新たな事業計画を作成し、着実に事業再建に向けた取組を実施していくことが必要です。
- そのため、令和2年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者による事業再建に向けた取組を支援します。

成果目標

- 被災した事業者の事業再建を支援し、約600者の事業再建を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

事業概要

- 被害を受けた小規模事業者の復旧・復興を推進するため、被災小規模事業者が作成する経営計画に基づく事業再建に向けた機械設備の購入費等を補助します。

補助対象者：令和2年7月豪雨の被害を受けた小規模事業者

補助率：2/3

定額（一定の要件を満たす者）

補助上限額：

200万円（災害救助法が適用された県に所在する直接被災事業者）

100万円（災害救助法が適用された県に所在する間接被災事業者）

対象経費：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等
出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家
謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限額×申請者数）

事業イメージ

【飲食業の取組】

- ・店舗再建の間の売上確保、常連客維持のために、移動販売車によるケータリング事業を実施。



【食品製造業の取組】

- ・仮設事業所でも商品製造と販路開拓が可能となるように、小型の真空パック包装機を導入。



なりわい再建支援事業

(中小企業等「新グループ補助金」) 令和2年度第3次補正予算案額 **30.0億円**

中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 小規模企業振興課
03-3501-2036

事業の内容

事業目的・概要

- 令和2年7月豪雨により大きな被害を受けた地域を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用を補助します。これにより、被災地域の速やかな復興の実現を目指します。

成果目標

- 中小企業等が行う施設復旧等を支援し、被災地域の経済・雇用の早期の回復を図ります。

条件 (対象者、対象行為、補助率等)



※1 本激基準適用等の一定の要件を満たす県

※2 過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす場合は一部定額補助

令和2年7月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

事業イメージ

主な支援内容

- 中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行います。
- また、一定要件を満たす場合には、定額補助を行います (A類型は5億円、その他は1億円が上限)。

<A類型 (熊本県) ※県が復興事業計画を作成>

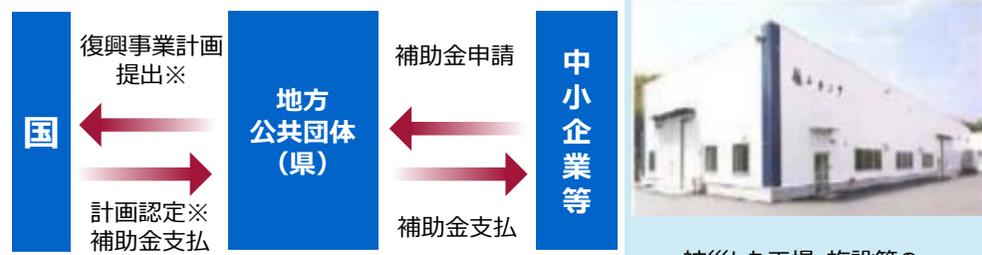
- 補助上限額: 15億円
- 中小企業等: 3/4 (国1/2、県1/4)

<B類型 (福岡県、大分県) >

- 補助上限額: 3億円
- 中小企業等: 3/4以内 (国1/2、県1/4)

<C類型 (山形県、長野県、岐阜県、島根県、佐賀県、鹿児島県) >

- 補助上限額: 3億円
- 中小企業等: 3/4以内 (国3/8以内、県3/8以内)



※計画の提出・認定はA類型のみ



被災した工場・施設等の復旧支援

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」オープン

- 既存の「ミラサポ」をリニューアルする形で、「ミラサポplus」を2020年4月に公開。
- 他省庁や都道府県を含む支援制度の中から、条件検索により最適な支援制度を検索できる「制度ナビ」、各事例集の情報を集約しデータベース化した「事例ナビ」により、会員登録をせずにより多くの情報の中から効率的な検索、閲覧を実現。さらに、申請手続きまでワンストップで誘導。



経済産業省 中小企業庁
ミラサポplus 中小企業向け補助金・総合支援サイト

本文へ 支援者向け申請サイトへ 使い方ガイド ログイン・登録

支援制度を探す 支援者・支援機関を探す 事例を探す 経営のヒント

よく見られている補助金・給付金
支援制度を探す

注目ワード
① あなたに合った支援を探す
② 家賃支援給付金
③ 持続化補助金(コロナ特別枠)

人気のページ
お知らせ
災害支援
はじめてご利用になる方へ

厚生労働省
2021年01月06日
厚生労働省からのお知らせです
その他情報

2021年01月05日
業種別ガイドラインとは
相談・情報提供

2021年01月05日
持続化給付金
持続化給付金 新着情報【随時更新】
相談・情報提供 補助金・助成金

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
<https://mirasapo-plus.go.jp/>



制度を探す

注目ワード: 新型コロナウイルス 家賃支援給付金 情報収集

検索ワード

条件絞り込み

制度集から探す

- 2020年7月策定中小企業 賃金支援ガイドブック
- 新型コロナウイルス感染症関連



制度

新型コロナウイルス感染症関連

行き来が可能



事例

中小企業白書 小規模企業白書

100事例

はばたく 2019 300 30



事例を探す

注目ワード: 知的財産 IT化 人材

検索ワード

条件絞り込み

事例集から探す

- 2017年小規模事業者持続化補助金(成果発表会)
- コロナ禍でがんばる中小企業・商店街

ミラサポplus会員登録で利用できる機能

- 最新の支援制度情報が随時、通知されます。
- また、個々の登録情報に応じて、**支援施策等をおすすめ表示**する「**リコメンデーション**」機能や、**電子申請のサポート機能**、**経営状態の現状分析**を可能とする機能等を搭載。

➤ おすすめ表示機能

「支援制度」、「事業者の事例」、近くの認定支援機関、官公需案件

➤ 電子申請サポート機能

各種電子申請で繰り返し入力が必要になる基本情報や財務情報等をデータ入力、管理できる。

管理できる情報：事業基本情報、事業財務情報、事業株主、事業役員、事業所

➤ 外部システムからのデータ取り込み機能

E-taxや法人インフォメーション、Jグランツなどで過去に電子申請した際のデータを読み込むことができる。

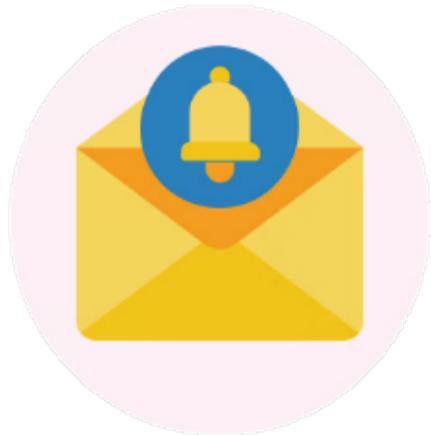
➤ 活動レポート機能

ギズIDでログインの上、財務情報等を入力すると、財務分析結果のレーダーチャートを表示（ローカルベンチマークを活用）。さらに非財務情報を書き込むことができる。

➤ お気に入り記事の保存機能

The screenshot displays the MiraSapo Plus website interface. At the top, there is a navigation bar with the logo of the Ministry of Economy, Trade and Industry and the text 'ミラサポplus 中小企業向け補助金・総合支援サイト'. Below this, there are links for '支援制度を探す', '支援者・支援機関を探す', '事例を探す', and '経営のヒント'. A user is logged in as 'さん, こんにちは'. The main content area features a section titled 'お近くの認定支援機関' (Nearby Certified Support Organizations) with three entries: '公益財団法人川崎市産業振興財団', '特定非営利活動法人親近中小企業診断士会', and '株式会社商工組合中央金庫(横浜支店)'. Each entry lists support services, address, and contact information. Below this, there is a section titled 'おすすめの事例' (Recommended Cases) with five small images and text boxes describing various business success stories.

最新の支援制度情報を随時受け取りたい！



ぜひ、会員登録してお使いください

ログイン・会員登録はこちら

会員登録（登録無料）

ミラサバplus会員とは

入力いただいたメールアドレスに、会員登録の案内メールを送信します。

メールアドレス（ユーザーID）

メールアドレス

パスワード（半角英数字8文字以上）

パスワード

[利用規約](#)・[プライバシーポリシー](#)をご確認ください

登録確認メールを送信

※ご入力いただいた情報は、暗号化して送信されます

または
他のアカウントで登録



[gBizIDとは](#)

[< ログイン画面に戻る](#)

ログイン

ログインID（メールアドレス）

パスワード

ログイン

[> ID・パスワードを忘れた場合](#)

[> よくあるご質問](#)

他のアカウントで
ログイン



[gBizIDとは](#)

[> 会員登録はこちら](#)